

函館市開発行為等連絡協議会要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為（以下「開発行為」という。）、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成（以下「宅地造成」という。）、北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）に基づく特定の開発行為（以下「特定開発行為」という。）および函館市良好な地域環境の形成に関する開発指導要綱（平成8年2月15日施行）に基づく小規模な特定の開発行為（以下「小規模特定開発行為」という。）に関し必要な事項を協議するため、函館市開発行為等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 5,000平方メートルを超える開発行為および宅地造成の許可に係る審査に関すること
- (2) 5,000平方メートルを超える小規模特定開発行為の協議に係る審査に関すること
- (3) 特定開発行為に係る市の意見に関すること

(構成)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(議長)

第4条 連絡協議会の会議の議長は、都市建設部都市整備課長をもって充てる。

- 2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 連絡協議会の会議は、必要に応じ議長が招集する。

(関係職員の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に第3条に規定する者以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くこ

とができる。

(部会)

第7条 議長は、必要に応じて、連絡協議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 連絡協議会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

附 則

1 この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

2 函館市開発行為等連絡協議会要綱（昭和49年8月24日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

企画部計画推進室計画調整課長，保健所生活衛生課長，環境部環境推進課長，環境部環境対策課長，環境部清掃事業課長，農林水産部農林整備課長，土木部用地管理課長，土木部道路建設課長，土木部施設管理課長，土木部維持課長，土木部公園河川整備課長，都市建設部都市計画課長，都市建設部都市整備課長，都市建設部建築行政課長，教育委員会生涯学習部文化財課長，教育委員会学校教育部学校再編・計画担当課長，農業委員会事務局農務課長，企業局上下水道部業務課長，消防本部警防課長